議会規則

草津市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年８月６日

草津市議会議長　遠　藤　　覚

草津市議会規則第１号

草津市議会議員政治倫理条例施行規則の一部を改正する規則

草津市議会議員政治倫理条例施行規則（平成１０年草津市議会規則第１号）の一部を次の表のように改正する。

（破線で囲った部分は改正部分）

改正後	改正前
第１条～第１２条　≪略≫ 別記様式第１号　≪略≫ 別記様式第２号（第２条第３項関係） ≪別添１－１のとおり≫ 別記様式第３号～別記様式第６号　≪略≫	第１条～第１２条　≪略≫ 別記様式第１号　≪略≫ 別記様式第２号（第２条第３項関係） ≪別添１－２のとおり≫ 別記様式第３号～別記様式第６号　≪略≫
備考　表中の≪　≫の記載は注記である。	

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

≪別添１－１≫

様式第2号（第2条第3項関係）

審　査　等　請　求　署　名　簿

草津市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づく下記審査等請求の趣旨に賛同し、署名します。また、草津市議会議長が草津市選挙管理委員会に対し、署名した者が、草津市議会議員政治倫理条例第4条に規定する選挙権を有する市民（地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する者）であるかどうかの確認をすることに同意します。

署名年月日	住　所	氏　名	代筆をした場合（地方自治法第74条第8項および第9項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。）	
			代筆者の住所	氏　名

※この審査等請求署名簿の様式は改変して使用しないこと。
※この審査等請求署名簿の様式はＡ4サイズまたはＡ3サイズで印刷すること。

1　請求者の氏名（代表者）

2　審査等を求める議員の氏名

3　審査等請求の対象となる事由の該当条項
　草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項第　号 違反

4　審査等請求の対象となる事由の概要

5　上記事実が政治倫理基準違反であると疑う事由

≪別添１－２≫

様式第2号（第2条第3項関係）

審　査　等　請　求　署　名　簿

草津市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づく別添審査等請求の趣旨に賛同し、署名します。

署名年月日	住　所	氏　名	代筆をした場合（地方自治法第74条第8項および第9項に該当する場合のみ代筆を行うことができます。）	
			代筆者の住所	代筆者の氏名

（令和８年８月６日掲示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第１３号

草津市立学校における通話録音装置の設置および運用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和８年７月２３日

草津市教育委員会
教育長　藤　田　雅　也

草津市立学校における通話録音装置の設置および運用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、草津市立の小学校および中学校（以下「学校」という。）における教職員の通話対応の向上を図るとともに、教職員の利益の保護に十分配慮しつつ、業務の公正かつ適正な執行および能率的な公務の遂行を実現するために、学校に設置する通話録音装置の設置および運用に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　通話録音装置　電話機での通話内容を録音し、通話日時、通話時間および電話番号について記録する機器をいう。

⑵　通話録音データ　通話録音装置により録音された通話内容および記録された通話日時、通話時間、電話番号をいう。

（管理責任者等の設置）

第３条　通話録音装置の適正な管理および運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、学校長をもってこれに充てる。

２　管理責任者は、通話録音装置の操作を行う通話録音装置操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置くものとする。

（使用目的の公表）

第４条　教育委員会は、市のホームページに通話録音装置の使用目的について公表するものとする。

（法令遵守）

第５条　管理責任者および操作取扱者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）その他の法令を遵守しなければならない。

２　管理責任者は、通話録音データの漏えいの防止その他安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　管理責任者、操作取扱者および通話録音データの再生を希望する者は、通話録音装置の運用により職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的のために利用してはならない。管理責任者および操作取扱者はその職を退いた後も同様とする。

（通話録音データの保存および廃棄）

第６条　通話録音データの保存期間は、録音された日から記録容量の範囲で自動更新されるまでとする。ただし、法令に基づくとき、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったときその他管理責任者が必要と認めたときは、複製した通話録音データを相当期間延長して保存することができる。

２　通話録音データは、録音したときの状態で保存し、加工してはならない。

３　通話録音データは、複製してはならない。ただし、法令に基づくとき、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったときその他管理責任者が必要と認めたときは、この限りではない。

（通話録音データの再生等）

第７条　通話録音データ（前条第３号ただし書きにより複製した通話録音データを含む。以下同じ。）の再生を希望する者は、事前に管理責任者の許可を得るものとする。

２　通話録音データの再生を行った場合は、その日時、目的、通話録音データの再生を希望する者、通話録音データの範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、１年間保管するものとする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があったものについては、この限りではない。

（通話録音データの提供等）

第８条　通話録音データは、個人情報の保護に関する法律第６９条第２項各号のいずれかに該当すると認める場合を除き、外部に提供してはならない。

２　第５条第１項および第３項の規定は、通話録音データの提供を受けた者について準用する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置および運用に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付　則

この要綱は、令和８年７月２３日から施行する。

別記様式（第７条第２号関係）

記録簿

申請日時		
再生日時		
通話録音データの再生を希望する者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
内容	目的	
	データ範囲	
	条件	
その他特記事項		

（令和８年７月２３日掲示済み）

草津市教育委員会告示第１４号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和８年８月１４日

草津市教育委員会
教育長　藤　田　雅　也

１　期　　日　　令和８年８月２１日（金）　午後２時００分
２　場　　所　　市役所２階　特大会議室

（令和８年８月１４日掲示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第７号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和８年７月３１日

草津市農業委員会
会長　井　口　裕　夫

１　期　日　令和８年８月１０日（金）　午後２時４５分
２　場　所　草津市役所 ４階　行政委員会室
３　付議案件
１）　農地法第４条第１項第７号の規定による届出の報告について（報告）
２）　農地法第５条第１項第６号の規定による届出の報告について（報告）
３）　農地法第１８条第６項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
４）　農地法第３条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて
５）　農地法第５条第１項の規定による申請に対し、許可をすることについて

（令和８年７月３１日掲示済み）

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第２０号

草津市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第２５条の３第２項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和８年８月１日

草津市長　橋　川　　渉

１　指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
１３７５	レアルスマイル合同会社	山中　豊	大津市雄琴五丁目７－９	０８０－３０３９－２０６９

２　指定有効期間

令和８年８月１日から令和１３年７月３１日まで

（令和８年８月１日掲示済み）

草津市上下水道事業告示第２１号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成２６年草津市上下水道事業管理規程第７号）第１１条第１号の規定により告示する。

令和８年８月１日

草津市長　橋　川　　渉

１　指定下水道工事店

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
１３７２	株式会社水幸	村尾　昌則	大津市京町２－３－１４－２０６	０６－７１８２－３８０３
１３７５	レアルスマイル合同会社	山中　豊	大津市雄琴五丁目７－９	０８０－３０３９－２０６９

２　指定有効期間

令和８年８月１日から令和１３年７月３１日まで

（令和８年８月１日掲示済み）